

「みえ得トラベル地域応援クーポン事業」Q&A

Q 1 「みえ得トラベル地域応援クーポン事業（以下「クーポン事業」といいます。）とは、どのようなものか。

A 1

今回のクーポン事業は、今後実施予定の県民限定の宿泊割引事業及び日帰り旅行割引事業の利用者に対し、県内での消費を喚起するために、開始日からクーポン事業の実施終了日まで、参画店舗で利用可能な「みえ得トラベル地域応援クーポン（以下「クーポン」といいます。）」を配布するものです。

（※国の「地域観光事業支援」を活用して実施する予定です。）

なお、クーポンについては、1,000円の紙クーポンの発行を予定しています。クーポンを配布する場所や枚数、金額等の詳細については、現在検討中です。

Q 2 クーポン事業には、どのような事業者が参画できるのか。

A 2

今回実施予定のクーポン事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている県内観光関連事業者の早期回復を目的として実施するものです。

そのため、県内に本社又は主たる事業所を有し、旅行者が利用する土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者に参画いただくことを想定しています。

判断に迷う場合は、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社JTB三重支店）にお問い合わせください。

Q 3 観光協会の会員でないと、クーポン事業に参加できないのか。

A 3

観光関連事業者であれば、観光協会の会員であるか否かについては、問いません。

Q 4 クーポン事業は、いつから開始し、いつ終了するのか。

A 4

県内の新型コロナウイルス感染症の状況によるため、現時点では明確に申し上げられませんが、最も早い場合、ゴールデンウィーク終了後の令和3年5月10日頃の開始を検討しています。

終了については、現時点では国の「地域観光事業支援」のスキームに示されている令和3年5月31日の予定です（延長となる場合もあります）。

また、県内の感染症の状況等によっては、事業を実施しない場合もありますので、ご了承ください。

詳しくは、観光三重ホームページ内に開設する予定の特設サイトでご確認ください。

Q 5 クーポンを利用できないものには、どのようなものがあるのか。

A 5

ビール券・図書券等の商品券・ギフト券、印紙・切手、プリペイドカード等の金券類、たばこ、宿泊代金、税金や公共料金等の支払い、電子マネーのチャージ等には、利用できません。

Q 6 宿泊施設は、クーポン事業に参画できないのか。

A 6

宿泊代金の支払いをクーポンで行うことはできませんが、宿泊施設内に土産物店や飲食店等がある場合、参画いただくことができます。

なお、今後実施する予定の県民限定の宿泊割引事業に参画する場合は、別途申請が必要となりますので、ご了承ください。

Q 7 クーポンで支払いを受けた場合、お釣りを出す必要はあるのか。

A 7

クーポンは、お釣りが出ないこととしているため、お釣りを出していただく必要は、ありません。

Q 8 クーポンで支払いを受けた場合、県民であることを確認する必要があるのか。

A 8

店舗において、県民であることを確認していただく必要は、ありません。

Q 9 クーポンの精算などの手続きは、どのように行うのか。

A 9

詳細については、現在検討中であり、決定次第、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社 J T B 三重支店）からご案内させていただきます。

Q10 参画意向の締切日が4月19日となっているが、その後の申請はできないのか。

A10

取扱店用キットの送付等のため、一旦の締切日を4月19日としていますが、条件を満たしている場合、締切日後でも申請は可能です。

Q11 参画意向書を提出した後は、どのような手続きが必要になるのか。

A11

参画を希望される事業者には、後日、みえ得トラベル地域応援クーポン事務局（運営：株式会社JTB三重支店）から、手続きのご案内を行います。